

令和5年度より「公共下水道取付管・ます」設置制度が変更になります

変更内容

「公共下水道取付管・ます」設置を市による下水道工事業者設置（公費負担）から排水設備指定工事店による個人設置に変更になります。

※個人設置した場合は一部受益者負担金徴収の対象外となります。

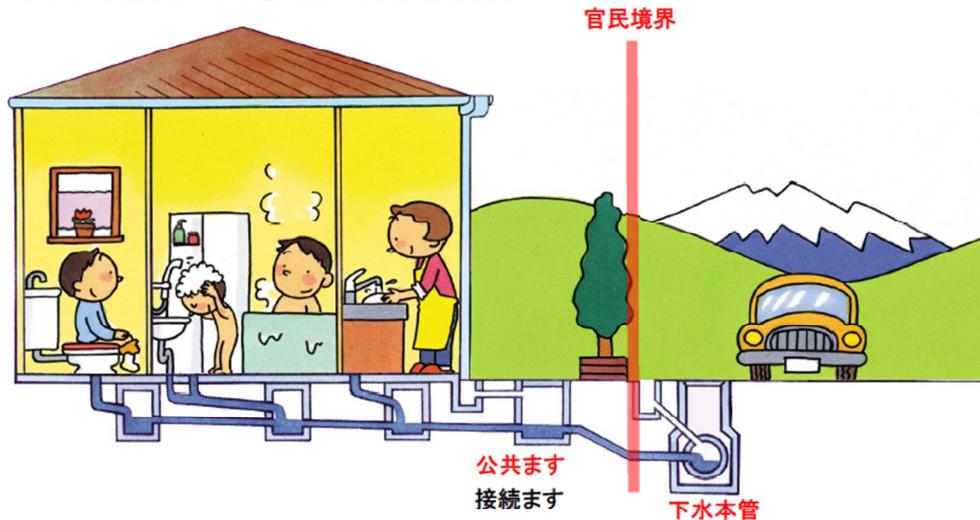
変更の理由

下水道工事業者の減少により設置者の希望時期までに施工ができないなどの問題解消を図るためです。

令和4年度分工事の受付期間

令和4年度の工事受付は適正工期確保の為、令和4年12月20日までとなります。

「公共下水道取付管・ます」設置の変更箇所図



従来：市による設置
(下水本管から公共ます まで)



今後：個人設置(個人負担)
(下水本管から接続ます まで)
排水設備工事店による施工
※受益者負担金対象外